

施設機械工事等共通仕様書（R3.10月版）の改正概要

1. 基本事項

農林水産省農村振興局の令和3年4月版「施設機械工事等共通仕様書」及び、山形県県土整備部の令和3年4月版「土木工事共通仕様書」・「土木工事共通特記仕様書」準拠し、**施設機械工事等共通仕様書**を一部改正するものである。

第1章「総則」と第2章「機器及び材料」については県土整備部の準拠し、第3章「共通施工」以降について農林水産省農村振興局に準拠し、改正した。

2. 主な改正内容

・第1章 第1節 準備期間

準備期間の定義について追記した。

・第1章 第1節 受発注者間の情報共有（三者協議検討会）

受発注者間の設計思想の伝達および情報共有を図るため、三者が一同に会する会議を必要に応じて開催することを追記した。

・第1章 第2節 監理技術者

特定管理技術者の配置を行う場合の要件等を追記した。

・第1章 第2節 現場代理人

施工途中の現場代理人の変更等について追記した。

・第1編 第2節 ワンデーレスポンス

ワンデーレスポンスの内容、対応等について追記した。

3. その他

語句の追加、修正、諸法令の改正年・月・法律番号の修正